

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

(1) 給料の額 (月額)

区 分	現 行	改 正 案
区 長	1, 1 4 2, 0 0 0 円	1, 1 7 5, 0 0 0 円
副 区 長	9 2 2, 0 0 0 円	9 4 9, 0 0 0 円

(2) 期末手当の支給月数

	現 行	令和 6 年度（案）	令和 7 年度以降（案）
年間支給月数	3. 7 2	3. 8 8 (+0.16)	3. 8 8 (+0.16)
6 月	1. 860	1. 860 (——)	1. 940 (+0.08)
1 2 月	1. 860	2. 020 (+0.16)	1. 940 (+0.08)

2 施行期日

- (1) 本年 1 2 月に支給する期末手当に係る改正 公布の日
- (2) 給料の額に係る改正 本年 1 2 月 1 日
- (3) 令和 7 年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和 7 年 4 月 1 日